補足問診票

以下の問診項目について自署にてご回答をお願い申し上げます。

健康保険記号・番号	(記号)　　　　　　　—　(番号)		
事業所名		受診者氏名	

・健診結果票に記載のある項目は記入不要です。

問診項目の確認(※該当する項目に☑を記入してください)	
既往歴 (過去に患った病気)	□ なし
	□ あり　(　　　　　　　　　　　　　　)
服薬歴 (現在服用しているお薬)	□ なし
	□ 血圧を下げる薬
	□ 血糖を下げる薬又はインスリン注射
	□ コレステロール又は中性脂肪を下げる薬
喫煙歴 (たばこを吸っていますか)	□ 吸っていない
	□ 習慣的に吸っている(加熱式たばこを含む) ※「習慣的に吸っている」とは、下記の条件１と条件２を両方満たしていることです。 条件１：最近１か月間吸っている 条件２：生涯で６か月間以上吸っている、又は合計 100 本以上吸っている
	□ 以前は吸っていたが、最近１か月間は吸っていない ※上記の条件２のみを満たしていることです。
自覚症状 (本人が自覚する症状)	□ なし
	□ あり　(　　　　　　　　　　　　　　)
他覚症状 (医師から言われた症状)	□ なし
	□ あり　(　　　　　　　　　　　　　　)
健診時の採血時間 (食後何時間経過していましたか)	□ 食後 10 時間以上　経過後に採血を行った □ 食後 3.5 時間以上 10 時間未満　経過後に採血を行った ※HbA1c 検査を実施せず食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)の血液検査の場合は、健診結果の登録ができません。

・健診結果票に記載がない場合は、ご記入ください。

身長	cm	体重	kg
腹囲	cm		

受診先健診機関名	
所在地	

～問診項目は以上です。ご回答ありがとうございました。～

(全国健康保険協会　三重支部)

【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第２７条および「健康保険法」第１５０条において、保険者（協会けんぽ）は事業主等に対して健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報の保護に関する法律に抵触するものではございません。

【特定保健指導について】

協会けんぽでは、健診結果等により生活習慣病のリスクのある方を対象に、保健師・管理栄養士が事業所を訪問もしくはWebで、無料の健康サポート（特定保健指導）を行っています。

【保健指導に関する個人情報の共同利用について】

協会けんぽでは、保健師・管理栄養士が、健康サポート（特定保健指導）を行うにあたり、個人情報（保健指導対象者のお名前）について、事業所にお知らせし、保健指導の勧奨及び日程調整をしていただくためにその情報を共同利用します。

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）～抜粋～
第二十七条
３　保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。
４　前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

「健康保険法」（大正11年法律第70号）～抜粋～
第百五十条
２　保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。
３　前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）～抜粋～
第二十七条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
１　法令に基づく場合